

監査報告書

2025年5月

学校法人神山学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事 小山 浩

小山浩
印

監事 串田 隆徳

印
串田隆徳

私たち監事は、2024年4月1日から2025年3月31日までの2024年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法および結果について、次の通り報告いたします。

1 監査の方法およびその内容

各監事は、理事および職員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- (1) 理事会および評議員会その他重要な会議に出席し、理事および職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告に記載されている理事の職務の執行が法令および寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして私立学校法施行規則第13条各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制体制）について、理事および職員等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算関係書類（計算書類およびその附属明細書）ならびに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②理事の職務の遂行に関する不正の行為または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制体制に関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制体制に関する事業報告の記載内容および理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算関係書類および財産目録の監査結果

その内容は相当であると認めます。